



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

2011年2月28日

「LT会」会報第12-04号（総103号）

LTコンサルティンググループ

設備投資を活用した上海サービス企業のコスト軽減策

2012年1月から試行が開始された上海市における増値税改革は2月1日に初回の納税申告日を迎えた。2011年12月26日付LT会報第11-21号（総99号）「上海市において増値税改革を試行」で述べた通り、サービスを提供する企業の収入に課される税目が営業税から増値税に変更され、税率も調整された。

例えば、運輸業では税率が3%から11%に引き上げられた。表面的には納税額が増加したように見えるが、実際の税負担額は、固定資産、原材料及び燃料等の仕入時に支払う仕入増値税控除額の大小により変動する。中でも、金額の大きい固定資産購入は一つ重要な仕入増値税の出所となる。効果的に設備投資を実施し、設備購入時に負担する仕入増値税控除を活用することにより、納税コストの削減が可能になったのである。

以下の事例1、2では、運輸業者が車両等の設備を更新或いはリースする際の仕入増値税控除後のコストを比較分析したい。

<事例1：運輸会社の設備購入>

運輸会社A社が100万円の設備を購入する場合、仕入コストは14.53万元軽減される。

(単位：万元)

	従前(a)	増値税改革後(b)	増減(b-a)
購入金額(A)	100	100	/
控除税額(B)	0	$100 - 100 \div (1 + 17\%) = 14.53$	
コスト(A-B)	100	85.47	▲14.53

<事例2：運輸会社の設備リース>

運輸会社B社が設備をリースにより調達する場合（設備代金を100万元、リース会社手数料を設備代金の20%+税と仮定）、コストはリース総額の減額と税額控除により、合計で20.53万円のリースコストが軽減される。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

(単位：万元)

	従前(a)	増値税改革後(b)	増減(b-a)
リース総額(A)	$100 \times (1+20\%)$ $\times (1+5\%) = 126$	$100 + 100 \times 20\% \times (1+17\%)$ $= 123.4$	
控除税額(B)	0	$\{100 - 100 \div (1+17\%)\}$ $+ 100 \times 20\% \times 17\% = 17.93$	
コスト(A-B)	126	105.47	▲20.53

運輸業以外にも増値税改革試行の対象となった業種では同様の効果が得られる。事例3では、設計サービス会社が電子設備を導入するケースを分析する。

<事例3：設計サービス会社の設備購入>

設計サービス会社C社が電子設備を20万元で購入して導入する場合、仕入コストが2.91万元軽減される。

(単位：万元)

	従前(a)	増値税改革後(b)	増減(b-a)
購入金額(A)	20	20	
控除税額(B)	0	$20 - 20 \div (1+17\%) = 2.91$	
コスト(A-B)	20	17.09	▲2.91